

平成25年9月13日

1 審査付託事件

- 認定第1号 平成24年度土幌町一般会計歳入歳出決算認定
認定第2号 平成24年度土幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第3号 平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第4号 平成24年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第5号 平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第6号 平成24年度土幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第7号 平成24年度土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第8号 平成24年度土幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定
認定第9号 平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

2 出席委員（10名）

秋間 紘一	細井 文次	和田 鶴三
服部 悦朗	清水 秀雄	大西 米明
飯島 勝	中村 貢	加藤 宏一
森本 真隆		

3 欠席委員（0名）

4 説明のため出席した者

町長	小林 康雄
代表監査委員	佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	寺田 和也	保健福祉課長	大森 三宜子
会計管理者	太田 靖久	病院事務長	奥村 光正
町民課長	伊賀 淑美	特別養護老人ホーム施設長	波多野 義弘
産業振興課長	高木 康弘	子ども課長	高橋 典代
建設課長	土生 明美	消防署長	荒田 雅則

ほか、関係主幹及び担当主査、係長

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	堀江 博文	教育課長	植田 廣幸
参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
		給食センター所長	鈴木 典人

8項男女共同参画ですが、第2期士幌町男女共同参画基本計画の2年目の取組を進めております。7回目となります女性サミットの開催は、実行委員会の企画運営により活発な意見交換が行われたところです。平成24年度の重点事項、審議会委員の状況は記載のとおりとなっております。

24ページ、9項指定管理者制度では、導入施設は記載の5施設となっており、平成24年度をもって期間満了となります士幌町学習体験の里及び上居辺へき地保育所の指定期間更新について議会の議決を頂いております。

10項行政改革ですが、平成24年2月に行政改革推進委員会から答申を受けました第4期行政改革推進大綱・推進計画に基づき行政改革を進めております。委員の構成及び大綱の重点事項は記載のとおりとなっております。

25ページ、11項契約では、資格審査会は3回、指名委員会は10回開催しております。競争入札参加資格審査結果につきましては記載のとおりとなっております。

12項広報活動では、広報「しほろ」は月1回、「役場だより」は月2回発行し、3カ月に1回はユートピアメール用紙を広報しほろに折り込んでおり4人の方から意見要望が出されております。

26ページ、5の町議会の模擬体験をとおして町民生活と行政の関わりや町の課題について考え、地方自治の仕組みを学習することを目的に中学生の模擬議会を開催しております。13本の一般質問を受けまして町づくりについて活発な議論が行われたところです。

6の町のPRを図るため平成9年から開設しておりますホームページですが、平成23年度末に全面更新を行い各種情報等の充実を図ったところです。なお、アクセス数は記載のとおりです。

13項財産管理費では、町有財産であります自動車、建物の共済加入状況は記載のとおりとなっております。自動車損害共済金は2件を請求しております。

財産の取得及び処分につきましては27ページから28ページに一覧表を整理しておりますので参照願います。

以上で説明を終わります。

産業振興課長。

秋 間
委 員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長、高木から項目14の町有林管理費について説明します。29ページをお開きください。1の町有林管理事業ですが、森林が有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮するために、森林の区域ごとに望ましい森林整備を実施しながら健全な森林資源の維持増進に努めており、森林の公益的機能発揮及び木材の安定的生産に向けて計画的に事業を推進したところでございます。事業の状況に

秋 間
委 員 長
寺田総務
企画課長

つきましては、表に記載のとおりで、前年度と比較すると基金間伐の事業量が約4分の1になっておりますが、その他の事業は前年度とほぼ同様であります。

2の公有財産購入ですが、宇下居辺2番地ワッカクネップ林道沿いの民有林約14haを「100年の森づくり事業」の植林を行うために購入したものであります。

3の町有林立木等売払いにつきましては、(1)の立木売り払い、(2)の間伐材売り払い、(3)のその他売り払い等、それぞれ記載のとおりで、あわせて754万780円でございます。

30ページをお開きください。4の学校林状況報告ですが、それぞれ小学校別に表に記載のとおりで前年度と変更ありません。

5のサタデースクール植樹体験ですが、5月12日に中土幌西3線の防風保安林伐採跡地で中土幌児童ステーションが主催するサタデースクールによる植樹体験を町内の小学生や地域のボランティアなど約110名が参加して、ヤチダモ苗木500本を植樹したところでございます。

以上で説明を終わります。

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

15項公平委員会費では、審議事項が無かったことから今年度は開催をしておりません。16項企画費では、1広域行政として消防の広域化は平成28年4月スタートを目標に検討を進めることを確認し、消防救急無線デジタル化による通信指令システムの効率的な運用を第一に考え、消防本部の統合、指揮命令系統の一元化を図ることが第一ステップとされ継続協議をすることとなっております。十勝定住自立圏については、具体的な取組内容を記載した定住自立圏共生ビジョンに基づき3分野で19項目の連携事業が実施されています。また、従前からの広域行政として帯広高等看護学院・十勝教育研修センター・税滞納整理機構の運営が行われております。2の町民会議の委員構成は31ページに記載されているとおりとなっております。3のまちづくりの推進では、しほろ7,000人のまつりがコミュニティ広場及び西2線道路を会場に記載のとおり実施されおりましたが、本祭りと仮装盆踊り大会が同日開催となったところです。4の都市との交流推進では、札幌土幌会との交流、会員の状況は32ページにかけて記載のとおりとなっておりますが、会員の新規活動として「ルーツ美濃を訪ねる旅」が10月に実施されております。美濃市との交流は、道の駅にわか茶屋生産者の会会員35名が来町され交流会を6月27日に実施しております。物産展の開催状況は記載のとおりとなっております。5の国際交流では、パラグアイ駐日大使及び北海道パラグアイ協会からイグアス市との交流の

紹介を受け7月に小林町長ほか5名で現地情報調査を実施し、翌年2月にはイグアス市からの訪問を受け今後の交流に向けた覚書を取り交わしたところです。6のチセフレップの利用状況は記載のとおりとなっております。

33ページ、7の地域情報通信基盤整備事業では、地上デジタル放送の難視聴対策のため敷設した光ケーブルの敷設替えを記載のとおり実施しております。8の開町100年に向けた森づくりでは、森林資源の保護や環境保全を目的とした森づくり事業の一環として遊水公園に桜苗木の植樹を行っております。9の住宅用太陽光発電システム導入事業では24戸に助成を行っております。

17項環境対策費では、1の環境審議会の委員構成は記載のとおりとなっております。

34ページ、2の環境基本計画の中間見直しですが、策定から5年を経過したことから見直しにあたって環境審議会に諮問し、2回の審議会での検討を経て1月22日に答申を受けたところです。3の快適環境づくりでは、浄化槽設置助成ほか記載の3事業を実施しております。4の環境マネジメントシステムにつきましては、環境負荷の軽減及び環境への配慮を取り入れた環境自治体を目指して、L A S - Eの運用を平成17年7月から取り組んでおります。前年度に引き続き平成24年度も共通実施項目の取組と独自の数値目標を設定し実施したところであり、外部監査の結果では適正に処理運用されているとの評価を受けております。その取組の経過、目標設定チームのメンバーは記載のとおりとなっております。

35ページ、(3)独自目標達成度ですが、6項目の独自目標のうち温室効果ガスの削減と水道使用量の削減が未達成との結果でありましたが、原因調査により冬期間の低温による暖房用燃料使用量の増、残暑による水道使用量の増及び一部の小学校プールの漏水などが主な要因であると捉えているところです。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
伊 賀
町民課長

町民課長。

18項生活安全推進費について、町民課長、伊賀から説明いたします。

1交通安全対策・防犯対策につきまして、新組織として発足した士幌町生活安全推進協議会の平成24年度事業も両組織の事業を継続しながら、各関係機関のご協力及び連携の下、各種事業キャンペーン等を展開し幼児・高齢者を中心とした交通事故防止対策を図ったところですが、5月11日に日々通い慣れた町道交差点で町民同士の乗用車の出会い頭の衝突事故により、高齢者1名が亡くなる死亡交通事故が発生しています。今年も一年を通して町民の尊い命を守る

ことができませんでした。交通事故防止は日々地域内における小さな注意を重ねる地道な運動をいかに継続・徹底しなければならないことを改めて痛感しました。国道274号土幌道路の開通により、新たな車の流れで交通環境が大きく変化し事故発生が懸念される事から、規制標識等の設置を今後も継続要望して行きます。

また、地域の新たな取り組みとして、「農作業車出入口注意」の登旗を土幌南・佐倉地区の協力を得て農家全戸の入口に掲揚、農作業に関連する事故防止の広報にも努めました。(2) 各種運動の状況については記載のとおりです。

37ページ、(3) 土幌町生活安全推進協議会については記載のとおりであります。平成24年度から土幌町交通安全推進協議会と土幌町防犯協会との組織統合により本年度から新組織により両組織の事業を引き継ぎ、記載の18名の役員及び地区公民館や各種団体と共に事業を展開してきました。

38ページ、(4) 交通指導員出動状況、(5) 負担金、(6) の交通事故発生状況、(7) 防犯対策、(8) 窃盗及び粗暴犯件数については記載のとおりですが、特に窃盗犯では乗物盗・自転車盗が増加しております。ほんの僅かな不注意から犯罪を誘発しそうなキーの付けっぱなし等の施錠のし忘れについて今後も積極的に注意を呼びかけたいと思っております。

39ページ、2の消費者行政の活動について、町民からの日常的な消費生活に係る相談4件は町民課職員が対応し、専門的知識を必要とする場合は音更町の消費者センターと連携し相談対応を図ってきました。消費者センターにおける土幌町民に係る相談件数は記載のとおり7件の対応をいただき処理されております。土幌町の取り扱い件数を4件とし報告しておりますが、音更町が対応した7件のうち1件が土幌町において第一段階の助言対応を行い内容整理確認のうえ引き継いだ件数が含まれております。実相談件数は10件であります。この他にも北海道弁護士会による無料相談会も2回開催され相談対応しております。音更町の消費者センターと連携が確立していることから相談対応の引き継ぎが円滑に行え、土幌町の担当者としてもケース学習もできることから、センターと連携できることに大きなメリットを感じています。

以上で説明を終わります。

総務企画課長。

秋 間
委 員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

40ページ、19項情報管理費ですが、電算システムの内訳は(1)グループウェアシステムから(7)自治体クラウド事業までのシステム

が稼働しております。情報システム包括アウトソーシング事業の先進的事業として、平成24年4月から自治体クラウド事業を開始し、コスト削減、長期間の利用保証及び万全なセキュリティ対策の維持が図られることとなりました。また、この事業開始により法人住民税及び滞納管理システムが新たに加わったところです。

41ページ、2の地籍の管理状況は記載のとおりとなっております。

20項地域生活交通確保対策事業費では、基金を活用しての事業であり糠平線・上士幌線を運行している十勝バスに対して補助を行うとともに、待合所、交通公園の管理を実施しております。基金の状況は記載のとおりとなっております。

42ページ、21項協働推進事業費では、パートナーシップ推進交付金として主に駐在区、公民館単位で取り組んでおります行政事務、コミュニティ等活動支援、地域相互扶助支援、地域ふれあい活動などの事業に合わせて約1,140万円の支援を行っており、取組内容につきましては記載のとおりとなっております。

43ページ、2のまちづくり協働推進事業では、団体、グループが取り組む9つのソフト事業に対して総額170万円を助成しております。

22項諸費では、災害救助用物資の備蓄状況ですが、スティックパン及び石油ストーブを新規に備蓄したところです。防災会議委員、防資材備蓄状況、国民保護協議会委員につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

44ページ、6の全国町村会総合賠償補償保険ですが、24年度は賠償補償の実績はありませんでした。7の半自動除細動器の導入状況では、20カ所の公共施設に配置しており、使用期限を迎えた電極パッド、バッテリーをそれぞれ更新しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
伊 賀
町 民 課 長

町民課長。

平成24年度の町税について、町民課長、伊賀から説明いたします。

23町税、1個人町民税につきましては、年度当初の賦課金額を記載しております。所得区分における納税状況ですが、農業所得においては天候の影響を受けながらも経営安定対策や農業共済金により、結果として117%と大きな伸びを示しましたが、営業所得において伸び欠いたことにより全体で約10%弱の伸びによる賦課状況となりました。実納税義務者数はほぼ前年並みの3,233人でした。2法人町民税について、法人町民税は士幌農協の職員退職引当金等の積み立て等により約20%の増額賦課となっております。3軽自動車税については記載のとおりほぼ前年同様の賦課状況でした。

45ページ、4固定資産税、①土地は平成24年度が評価替え年であり地下公示価額の7割を評価額としています。しかし、調整措置に

より課税標準額が徐々に上昇傾向にあり原野において大きく評価が高くなっていますが、全体的に前年並みとなっております。

46ページ、②家屋については、新築及び経年劣化等によりそれぞれ増減しておりますが、ほぼ前年並みで推移しております。その中において数値が大きく変化しました「旅館、病院、工場・倉庫等」では、旅館が17%の減額になっておりますが、これは町内旅館一軒が廃業したもので、病院の約15%減は評価替えにより2件の医院の評価が下がっており、また、工場倉庫等の130%増はホクレンくみあい飼料十勝工場新設によるものです。③償却資産については、ホクレンくみあい飼料十勝工場の新設及び畜産における法人・個人共に積極的な資産取得が行われたことによるものと思われまます。④総務大臣及び知事配分償却資産、(2) 国有資産等所在市町村交付金納付金については記載のとおりです。

47ページ、5市町村たばこ税については、製造たばこ及び旧3級品紙巻きたばこ共に、平成22年度のたばこ税の増税以降においても根強い愛煙家のお陰で順調な伸び傾向を示しております。6入湯税については記載のとおりですが、毎年減少傾向にあります。7年度別町税収納状況は、47ページから48ページにかけ記載しておりますのでごらんください。収納率において6税目のうち、町民税で0.2ポイント増、法人町民税で0.1ポイント増が図られましたが、軽自動車税で0.2ポイント減、固定資産税ほか2税目が前年度収納率を維持したことで、全体的な収納率は前年度より0.1ポイント増の99.5%となったところです。これも町民の納税への理解と協力によるものと感謝するところです。8年度別町民税滞納額一覧表については、平成24年度末での4税目の滞納状況一覧ですが、古いものでは平成10年度からの滞納があり、その額については13年度以前の欄に含めております。滞納徴収において、平成24年度の徴収員活動により約700万円の徴収が行われ、併せ当該年度分納付も積極的な納付促進を図ったところです。なお、今年度の軽自動車税の滞納額の二段標記につきましては、誤納金返還が遅れたため収納額と滞納繰越額が合わなくなることから上段に実滞納繰越額を下段に実収納未済額を記載しております。9不能欠損額については、48ページから49ページを参照ください。個人町民税において、26件約75万円のうち21件約61万円が外国人の出国による即時消滅と5件が5年の時効完成によるものです。固定資産税において11件、約160万円のうち畜産業を営んでいた者の法人及び個人施設に係るものが2件約140万円であり、時効完成による消滅であります。軽自動車税についても3件、これは1人ですが5年の時効完成により処分したところです。10十勝市町村税滞納整理機構について、税の公平性の確保から町として徴収困難な滞

納者への強力な徴収活動を行っていただき、滞納解消に向け6件の引き渡しを行い、約130万円強の滞納税金回収が行われ2名の滞納が解消されました。このページには記載しておりませんが、平成19年度の負担金及び徴収額を加えた6か年間の総合計による費用対効果は、負担金総額371万3,000円に対し徴収金総額545万6,922円と、率にするとその効果は147%となっております。

続きまして、24項戸籍事務の状況につきましては、49ページから51ページにかけ記載しておりますのでごらんください。日々窓口において行われている各種申請・届け等に基づき処理した業務件数を記載しておりますので参照願います。

51ページ、25住民基本台帳事務ですが、同じく日々窓口で行われた業務処理の件数集計を記載しております。

52ページ、26一般事務状況ですが、2の外国人登録者数については、そのほとんどが畜産・酪農に関わる研修生です。

53ページ、5旅券申請交付について、地元役場での発行がゆえの申請件数増ではないと思われませんが、地元がゆえの便利さが発揮されていると思います。5年旅券の申請件数と交付件数にずれがあるのは、保管期間が6カ月間あるため来庁受領がないためです。なお、保管期間を超えると失効します。

以上で説明を終わります。

選挙管理委員会事務局長。

秋間
委員長
寺田
選挙管理
委員会
事務局長

選挙管理委員会事務局長、寺田より説明申し上げます。

53ページ、27項選挙管理委員会費は、11回の選挙管理委員会を開催し選挙人名簿の定時登録、衆議院議員総選挙についての審議を行っております。選挙人名簿の登録者数は記載のとおりとなっております。

54ページ、28項衆議院議員総選挙費では11月16日に衆議院が解散されたことにより12月16日に執行されました。同時に最高裁裁判官国民審査も行われ、投票の状況及び開票の結果は記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

総務企画課長。

秋間
委員長
寺田総務
企画課長

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

29項各種統計調査は、平成24年経済センサス活動調査、学校基本調査など記載の6調査を実施しております。

以上で説明を終わります。

監査事務局長。

秋間
委員長

	柳谷監査委員会事務局長	<p>30項目の監査委員につきまして、監査事務局長、柳谷から説明申し上げます。</p> <p>町の監査委員は町政全般に渡り、行政執行方針に沿って適正かつ効率的に事業が運用されているかを調査するため、それぞれ記載の各種監査及び審査を実施してきました。1の一般会計と特別会計決算審査につきましては、5月下旬から8月下旬まで約3か月間を要し、審査を行ってきたところでございます。2の定期監査につきましては、上居辺小学校、佐倉小学校、下居辺小学校の監査を行ったところでございます。3の例月出納検査につきましては、それぞれ毎月公金管理の点検と残高確認、支出伝票の内容について検査を行ってきました。4の委員活動日数でございますが識見、議選の監査委員合わせて延べ117日間となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	秋 間 委 員 長 細井委員	<p>説明が終わりましたので、総務費について質疑を行います。ございませんか。5番、細井委員。</p> <p>それでは、まず最初に質問をさせていただきます。</p> <p>19ページ、1項の人事のことで、前にも質問をさせていただきましたけれども、この職員数に関係してですけれども、本町の職員定数条例によって現在も285人というふうな職員数が条例で決められておりますけれども、先般同僚議員も一般質問した中で、現在職員本採用の、準職員、臨時職員を外して本採用は220名、これは今年度ですけれども、前年度は221ということで、町長もスマートな役場ということで日々職員を必要最小限に、大課制からグループ制にしてスマートな役場ということで取り組んでおられるのですけれども、いつまでたっても285人という数字で条例で制定されているわけですけれども、実際に285人は今後ならないのではないかと。そんなことから、この285という条例を改正して、今の現状に合っている数字にすべきではないかと思いますが、町長どのようにお考えでしょうか。</p>
	秋 間 委 員 長 小林町長	<p>町長。</p> <p>従前285に近い数で職員がいたわけでありまして、行政改革で今は220くらいまで職員定数が減ってきたという状況であります。職員定数条例に職員定数の上限措置という考え方もありますから、定数そのものということで支障があるかという支障がないのでありますけれども、今後行革等の中で職員定数の今後の見通しも我々検討していく中で条例の制定についても検討させていただきたいと思いません。</p>
	秋 間 委 員 長 細井委員	<p>5番、細井委員。</p> <p>検討するということなのですから、実際にそぐわないのであれ</p>

ば、やはり即条例は見直していかなければならないのではないかと
いうふうに着目から思うわけですが、どう考えても今後職員
数がこの条例いっぱいまでなるといことは、これはもうほとんど考
えられないのではないかと。どんどん、どんどんやはりスマートになっ
てきているのであれば、やはりこの条例も、先ほども申し上げまし
たけれども、現在に即応した形でいかなければ、このままで変えなく
ても別に問題はないからということなのでしょうけれども、やはりこ
ういったところから少しずつスマートにしていく必要があるという
ふうには、前回もたしかこの質問をさせていただいた……前回、前々
回でしたでしょうか、この質問をさせていただいたのですけれど、
それ以降変わっていないということなのですけれども、ぜひともこ
ういったところもすっきりさせていく必要は私はあると思います。
ちなみにですけれども、この条例が変わってから何年、24年、今年
度でたっているのかお尋ねしたいと思います。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明させていただきます。

現在の職員定数条例につきましては、平成18年12月18日付で改正が
されております。それが一番新しい体制でございます。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

ぜひとも、18年からもうかなりたっておりますので、やはり見直
していくということをお願いして、質問を終わらせていただきた
いと思います。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

23ページ、7番の情報公開制度運用のところなのですけれど、今
これを見ますとたまたま請求件数がゼロということなのですけれど
も、社会福祉協議会でも今一生懸命中心となっているのが見守り
ネットワークですか、各町内ごとにつくっていただきたいという
ことでそれぞれ今動いています。実際にできているところが2カ所
ぐらいですか。その中で、今中土幌でも1件やっていますけれど、
その中で一番ネックになるのがやはり出入りの激しいというか、
実際そこに住んでいるけれども、その住んでいる人の高齢者の
年齢が、年がどうなのかとか、それからその関係する、例
えば親族がどうなのかとか、そういうのを調べて見守り
ネットワークというのをやっていくのですけれど、現実には
個人情報がかネックとなかなか進まないということなの
ですけれど、例えばこういう理由で本町にできれば情報を
聞きたいといった場合には応じてもらえるのかどうか、
まず伺いたいと思います。

秋 間 委員 長 寺田総務 企画課長	総務企画課長。 総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。 現在の本町の個人情報の条例等につきましては、一応本人の承諾を、同意をいただいた上での情報公開というのが大原則になっております。あとは、ケース・バイ・ケースということで、町長の認めるということもあるかとは思いますが、原則としては本人同意が必要であるという状況になっているところでございます。
秋 間 委員 長 中村委員	9番、中村委員。 本人の承諾、今これは当たり前だと思うのですが、問題はその本人の承諾をとれない場合に、ではどういう対応するかということなのですけれども、それはおきまして、実際これは新聞で、テレビでも新聞でも出ていたのですけれども、東京都足立区の区議会で、要するに孤立死ゼロプロジェクト推進に関する条例というのが可決されたとなっています。可決決定ですね。これは、どういう目的かといいますと、あくまでも孤立死などをなくすための条例ということで、高齢者の住所や氏名といった個人情報を町内会だとか自治会に提供したり、それから生活実態を調査してもらうための条例ということで、本人の同意を必要としないのが特徴ということで新聞に出ております。ということで、いわゆる本人の承諾ということですが、やはり孤立死を防ぐためにはこのような条例が必要かと思えます。私は土幌に来てからも、正直言って2名の方が、高齢者の方なのですが、亡くなった2日後にですか、それからあとは平原でも恐らく亡くなった後に発見されたということで、こういう事例を私見しています。それは、2人とも私の知っている人なので、ぜひともこういうことはなくしてほしいということなので、この足立区の区議会は、もちろんこれは悪用されたら困るので、守秘義務だとか、それから調査についてのマニュアル、これを決めています。なおかつ、この守秘義務に違反をした場合は30万円以下の罰金を科するというところで厳しくなっています。ただ、いかんせん都会ですから、どうしても孤立死がたまにあるということで、それを防ぐためにはこの条例が必要だということで条例は可決しております。実際には、もう既に動いていまして、各町内会に実際この条例を使って調査を進めていると。それから、これが高齢者だけでなく、障害者の家庭に対しても今調査を進めたいというふうに新聞に書いてあります。これについて、やはり本町でも、事例はここ数年はないということかもしれませんが、万が一ということもありますので、この条例について本町でも必要だと思えますけれども、それについて伺いたいと思えます。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

社会福祉協議会中心に見守りネットワークを取り組んでいただいているのですけれども、なかなか数町内会で進まないということがあるので、今年度ちょっと集中的に社協も含めて議論しながら、来年度以降少なくとも市街地域でも拡大できるような取り組みをしていきたいというふうに思うわけでありますけれども、言われているように個人情報保護法のお話があるのでありますけれども、ただ本町の実態からいくと、必ずしも個人情報保護法が大きなネックになるというふうには私は聞いていないのですけれども、というのはほとんどの方が答えて……何人かいるようですけれども、ほとんどの方が私どもの求める個人情報を提供することについては協力いただける。何人かいるのですけれども、そういう意味でなくて、もう少し進め方としては課題があるというのでありますけれども、それともう一つ、足立区の条例についてなのでありますけれども、ちょっと私どもはその条例の中身をもう少しチェックをしなければならぬのでありますけれども、法律を超えた条例が有効なのかどうかという、有効というのか、裁判になったとき対抗できるものなのかどうかというチェックについては私どもしていきたいと思います。それから、中村委員から足立区の例も出されたのですけれども、この条例の趣旨についても検討させていただきたいと思います。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

いずれにしても、恐らくそういうことになる、検討することになると思うのですけれども、いわゆる町内会のほかに、あと個人情報保護法を超えてやるとしたら、やはり保健福祉課だとか民生委員の方たちが一生懸命その辺を頑張ってください、孤立死を絶対になくすると、そういう状態が望ましいので、それについてもよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

今中村委員からもいろいろ種々ありまして、孤独死だとかということでもありますけれども、それは一つの例として、個人情報保護法の本来の法律の目的。私これ一般質問させてもらって、いろいろ法律の本来も読ませていただきましたけれども、どうも過大にみんなおびえて、役場の職員は情報をこういう目的で出してほしいと言って、正規の目的で出してくれと言っても、それは個人情報保護法です。だから出せませんと。一時期、これが始まったときには民生委員に自分の範囲の中の高齢者の名簿すら出してくれなかったという。異常に職員が何か

出したときに何かあったら自分の身にかかわるのだと、保身のために過大にそれを評価していったから、だんだん、だんだんこれが大きくなって、もう福祉なんか絶対後退します。前にも町長に災害時に災害弱者をどうするのだという質問したときには、一人一人名前を載せていいか聞いてやりますよと、個人情報保護法ですからと。そんなこと不可能なのです。土幌町全員に、毎年子供が生まれると困るし、高齢者になっていくとか、それ1人ずつ毎年電話かけたり何か行って、あなたの名前載せていいですか。それは、全然消防だとかなんとかに出しても何も個人情報保護法の違反にもならないのです。ただ、正規の理由で役場からとったやつをその人が悪用したときには、その悪用した人が罪に罰せられるだけで、それを出した町は何らその職員も罰せられないのですから、その辺のきちとした見解を町長、法律ちゃんとして、町民にちゃんとした理解をしてもらわないと、こういういろんな……何かといえば町内会でも名簿つくるったら、いや、個人情報保護法だから名簿つくったらだめだとかと、何でもそれでおかしくなっていくって、小さなコミュニティーができなくなってしまうのです。ですから、やっぱりきちとした個人情報の見解を出さないと、町としてこうですよということ。

今課長も言うように、本人の承諾が絶対条件だった。だけれども、ケース・バイ・ケースですよということは、絶対だといいいながらケース・バイ・ケースですよと課長言う。そのケース・バイ・ケースとは何なのですか。絶対それでなければだめなのだけれども、ケース・バイ・ケースで出せるのだというのなら、出せばいいのです。そのケース・バイ・ケースって、課長どういう意味で今答弁したの。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明させていただきます。

ケース・バイ・ケースという言葉が適当でないかというふうに思いますけれども、行政として町長が認めるような事項については情報提供が可能ではないかという、そういう考え方でお話をさせていただきました。

以上です。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

可能ではないか、それは何の根拠でもって町長が認めるものについては可能だという、何か町長の公開条例、あの中には個人情報があるので、土幌町の中には個人情報保護法はないのですから、町として。公開条例の中に入っているから、その条例つくっていないはずだと思うのだけれども、町長が認めれば何でもいいということになってしまうと、またその辺も聞くほうにしてみたらどういうことなのか

秋 間 委員 長 小林町長	<p>わからないでしょう。どういう範囲を見て町長が認めるものなの。 町長。</p> <p>法律ができたときに、私は職員に過大にあれをしないようにという話はしたのだけれども、法律あるいは条例の範囲内で、趣旨の中で出せるものについては出すということでありましてけれども、いずれにしてもただ情報公開とあわせて個人のプライバシーなり個人情報はやっぱり保護しなければならないという、そういう時代であることは間違いないわけですから、そういう趣旨でも法律が出てきたわけでありましてけれども。ただ、いずれにしても法律は法律ですから、私たちは法律を守るという、職員の保身ということではなくて、法律で決められることであって条例で決められていることというのは守っていくのは行政職員として当たり前のことだということでありましてけれども、ただケースということになるのでありますけれども、ケースということで想定されると、例えば大規模な被害があった場合に、例えば土幌で地震があって緊急にやらなければならない場合については、法律の中でもその状況によってはという例外規定を設けるところでありましてけれども、いろんなケースで今後見守りネットワーク、先ほど中村委員が言ったように、見守りネットワークの中で何が隘路になるかということをいろいろ検討しなければならないのですけれども、ただ、今見守りネットワークが広がらないということについては、必ずしも個人情報保護法ではないというふうに私ども現場からは聞くし、私もそういう認識に立っているのですけれども、ただそれが隘路になることがあるとすれば、何とか解決する方法を検討しなければならないというふうに思っているところであります。</p>
秋 間 委員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>町長、どうも勘違いしているのかな。僕は、法律を破ってまで情報を出せと言っているのではないです。</p>
大西委員	<p>(何事か言う者あり)</p> <p>いやいや、法律で……</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
大西委員	<p>だから、全部出せないのですか、そうしたら。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
大西委員	<p>だから、俺は……</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
秋 間 委員 長	<p>町長、ちょっと待ってください。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>

秋 間
委員 長 ちよつと待つてください。
暫時休憩いたします。

暫時休憩

秋 間
委員 長 休憩を解いて再開いたします。
今の個人情報案件については、もう少し議論をしながら、町としてもきちとした形で整理をして町民にも理解を求めなければならないという問題だというふうに思いますので、そういう点で質問並びに答弁については、まだほかのことであれば受けまされども、それでよろしいですか。

小林町長 町長。
今中村委員、大西委員から話があったのですけれども、福祉で使えらると、僕そう思うのです。なるべく使うようにしてやりたいと思うのだけれども、ただやっぱり法律だとか条例で決まったものは、それは最低限守らなければならないということなのでありますけれども、例えば情報くれというのには、例えば今福祉で、さっき大西委員が言ったように、敬老会やりたいからということもあるし、それからクラス会、いろんな干支のをやりたいというのものもあるし、それから民間というのものもあるのだけれども、できれば私も福祉だとかそういうものについては運用できないかということなのでありますけれども、ただ法律的にもう少し、私ども法律なり条例の中でうまく対応できることかできないか、どこができるのかということは、やっぱり少し検討させていただきたいと思います。

秋 間
委員 長 11番、大西委員。

大西委員 だから、町も我々も個人情報のどこまでがどうなのかこうなのかというのを……だからきちとした町として見解を出してほしいというのはそこなのです。それをしてもらわないと、我々もいつも何かやろうと思ったら個人情報保護法で出してもらえないか、できないよみたいな話になってしまうと困るので、だから今町長が言っていること、本当に法律で違反になるのか、それすらわからないわけでしょう。今婦人会だけ出してもらったら、それどうなのよといったら、みんなであわあ言ったけれども、結論出ないわけだから。法律がわからないわけだから、やっぱりその辺の見解をきちとしてほしいのです。そうしないと、我々も動きようがないということなのです。だから、法律で決まっているから絶対だめだよなんて町長興奮して言うけれども、そうでないのです、俺の言っていることは。そのぐらいの聞き耳持たないとだめだ、町長。我々はこういうことで住民困っているからと質問しているわけだから、そこで自分の言いたいことあるからって

秋 間 委員 長 小林町長	興奮してああだこうだって言ったってだめだよ。ぜひ、きちっとした見解を、法律を調べながら、こういうものについては出せるし、こういうものについてはだめだよ。だけれども、出したのを悪用したら本人の責任だから。そういうこともきちっと調べて。必要に応じて出してもらったものは出したほうはないのです。だから、そういうことをきちっと出して。それでないと、これから福祉やりにくい。
秋 間 委員 長	町長。 趣旨はよくわかるのですけれども、ただこれは明らかに法律的に違反だというのはそれはやれないのですけれども、ただそういう中ではどこまでがやれるのかということで、もしもやれる方法があるのかということについては、皆さんそういうことで、ぜひ福祉を進めるためにそういう個人情報欲しいというのであれば、そういうふうになまくやれる方法については町としてもう一度ちょっと検討なり点検を試みたいと思います。 ただいまの質問については、町長のほうもきちっと検討するというところでございますので、質問はこれで打ち切ります。 ここで19時5分まで休憩といたします。
秋 間 委員 長 加藤委員	午後 6時56分 休憩 午後 7時05分 再開 休憩前に引き続き委員会を開きます。 12番、加藤委員。 29ページの町有林管理費をお願いします。この中で緑の産業再生プロジェクト十勝推進委員会を通じて、今年も基金間伐、24年度も20兆円、20ヘクタールを実施したとあるのですけれども、これたしか21年から23年度までの事業で、23年度は80ヘクタールぐらいやったのですけれども、これはまだこの事業って継続していくのかな。それとも、当初どおりの21、23、24年度はこれ追加で入れたのか何なのか、それをちょっと説明をお願いします。
秋 間 委員 長 齊藤産業 振興課 産業振興 グループ 主 査	産業振興課主査。 産業振興課産業振興グループ、齊藤よりお答え申し上げます。 この基金間伐事業でございますけれども、平成21年から23年までの3カ年事業で当初進めましたが、その後、国の平成24年の緊急経済対策事業の補正事業といたしまして、24年から26年度までの3カ年も事業対象となりました。それで、本町といたしまして、24年度、この事業にのっとりまして、間伐事業を実施したところでございます。それで、25年以降、26年、あと2年ありますけれども、この緊急対策は震

災復興特別交付金も入っているということで、そういった事案を勘案しながら25年度以降は行う予定はございません。

以上でございます。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

33ページの9項の住宅用太陽光発電システム導入事業なのですが、当初から見たらかなり倍以上の予算が執行されています。それで、この間議員協議会でも私しゃべりましたように、土幌町メガソーラーがありました。それで、町民向けに何か目に見えるもののあれがないかなと、私なりにちょっと考えてみました。それで、今うちの町は太陽光も無論ですが、牛のふん尿でやるバイオマスもやっていますし、いろんなことで自然再生エネルギーを町としてこちらは一生懸命やっています。それは、北電に買い上げてもらうのだけれども、各家庭にかかってくるね。私もどんなの来ているのかなとよく見てみたら、再生エネルギー賦課金等ということで何百円です。うちはいろんな電気あるので、1,000円近くは取られていますけれども、そういう部分に対して町として、これからどんどん、どんどんふえていくのだと思います。それで、この間も話したように、町内の人ってわからない人は町の中だけで賦課金が組んでいないかと。うちらでも町長知っているとおりに、行政懇談会のときに土幌町であれだけ太陽光できたらもう電気なんか余っているのでないかと思うぐらい、町民ってそういうことも思う人もいますので、所得制限なり何か入れてもいいのですが、そういうものを、金額的にはそんな高いものにならないと思うのです。ですけれども、そういう町がこのメガソーラーや何かで上がったものをぜひそういうところに助成できないのか。そういう制度つくってみてもいいのかなと思ってはいますけれども、私は町長でないから、いいかなと思ってもだめかもしれませんけれども、その辺町長どう考えますか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

再生エネルギーにかかった分が個人に転嫁させるというのは今の再生エネルギー促進の中ではそういうことなのですけれども、ただ金額にすれば、そう大きいものではないということと、あわせて土幌町内での再生エネルギーは土幌町民に返っていくという仕組みでもないということですから、全体としては一般家庭でいくと何十円くらいになるのでないかというふうに思うのでありますけれども、ただそういうことで町民の皆さんがもう少し詳しくということであれば、その仕組みをお知らせするということが一つあるのでありますけれども、ただ町民の皆さんに返すという意味では少なくともよその町村は民間の人たちが入ってきて、それが民間に行くということですのでけれども、私も平成24年度、商工会のいろんな提言も受けているのですけれども、

少なくとも町内で発生した再生エネルギーによる太陽光発電の売電を地産地消の形で、何らかの形で町民に返していきたいということで、直接的ではないのですけれども、間接的な形で、いろんな形で返すということではないのですけれども、間接的には返ることになって、恐らく新年度予算からはそれらをいろんなところに配置を、還元をしていきたいというふうに考えるのですけれども、個人までどう返すかということについて私どもも余り考えていなかったのですけれども、意見をいただきましたので、今後の議論の中で何かそういう、対策としてやれるのかどうかということについては、私ども今後ヒアリングの中で検討させていただきたいと思います。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長
大西委員

町がやる事業は全部町民還元なので、ですけれども、なかなか直接的にわからないのです、町民。だとすれば、こういう事業って結構金額は少ないけれども、直接目に見える町民の助成になりますので、そういうこともよく考えながらちょっと検討していただきたいなと思います。

秋 間 9番、中村委員。

委員 長
中村委員

その隣のページになるので、32ページですか、チセ・フレップの利用状況についてということで、34年目を迎えるということなのですけれども、今から4年前ですか、盛大に記念式典がやっていただいたという経緯がありまして、そのころから大変北大生が何とか士幌町に対して貢献したいということによってきております。私の息子もそうなのですけれども、町長だとか副町長の子供もそうなのですけれども、林間学校というのがあって、北大生は本当に小学校6年生を対象に林間学校だとかいろんなことで貢献されたのですけれども、どういうわけかわからないのですけれども、その後その林間学校はなくなると。特にうちの子供はその林間学校へ行ったら本当にたくましく帰ってきたという経緯があって、すごく充実した林間学校だと思うのですけれども、現在それはなくなりまして、今北大生は何とか士幌町に貢献したいということで、恐らく町にも行っていると思うし、また商工会にも来まして、商工会のイベントにも協力していただいています。今これは私の判断ですけれども、できれば小学校ですか、夏休み、何とかこれを、せつかく北大生が協力したいということを行っている関係上、これは教育長か町長かわからないのですけれども、何とか小学校、中学校で夏休みですか、休みのときに北大生に教えてもらうということを考えてはどうかということは何いたいののですけれども。

秋 間 主査。

委員 長

石垣総務 企 画 課 企画グル ープ主査	<p>総務企画課、石垣よりお答えいたします。</p> <p>中村委員の質問ですけれども、チセ・フレップの運営につきましては、毎年2回ぐらいですけれども、北海道大学の恵迪寮の自治会の学生の皆さんとチセ・フレップの管理、利用について打ち合わせ会議を行っているところでありまして、北大生の皆さんからはそのほかに土幌町と深くかかわりを持ちたいというような申し出がありまして、地域行事への参加等の申し出をいただいているところでありまして、細かく言いますと、昨年、今年にかけて商工会の夏祭りに出店をしたり、今年は土幌高校の学校祭に模擬店を出店していただいたり、また今週末から始まります札幌でのオータムフェストのお手伝いもいただいているところであります。</p> <p>その中で中村委員より小学校の夏休みに北大生が子供たちにそういう学習を教えていただけないかという件ですけれども、話し合いの中で北大生も学年も1年生か4年生、いろいろな学部がありまして、その期間中にそういうことが実施が可能なのか。近づいては、また9月の末にその会議がありますので、その際にそういう打診をして、当然北大生の都合もありますので、そういうことが可能であれば話し合いをして進めていきたいというふうに思っています。</p>
秋 間 委 員 長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>24ページの指定管理者制度について伺いたいと思います。この指定管理者制度を導入したいきさつというのは、結局は先ほども出ていましたけれども、役場の職員数を削減すると。ひいては、人件費の削減ということになっていくわけですが、そういう目的でこの指定管理者制度というのは導入されたといういきさつがあるのですが、ただその中で今こういう状況になってきて、各自治体の中で言われているのは、自治体は言葉でいえば、横文字でいえば官製ワーキングプアをつくり出すと。いわゆる200万円以下の安い賃金労働者をつくり出してしまっていると。そういう形で働いている人たちというのは、今の生活保護基準を下回るような時給で働かされているということが起こっているということなのです。</p> <p>そこで伺いたいのは、本町の場合のこの指定管理者制度における人件費の積算単価というのはどういうふうになっていますか。</p>
秋 間 委 員 長 柴 田 副 町 長	<p>副町長。</p> <p>今清水委員がおっしゃる指定管理者制度ですけれども、これにつきましては制度が変わりまして、公共の施設の管理運営についてのサービス向上等が図られるということで、この制度が設けられたというふうに私は理解しているのですが、その中で働く人たちの賃金というのは、私どももそれぞれの、町でいきますと観光施設3カ所、それから</p>

秋 間
委 員 長
清水委員

保育所が2つあるわけですが、それぞれの単価を決めていると思いますので、うちとしてはそこまでは把握はしておりません。

8番、清水委員。

そうすると、例えばここにありますよね。下居辺の交流施設、ここで幾らであるその運営をやってもらおうかと。それぞれ積算して、この形でお願いしたいというふうになっているわけではないのですか、そうすると。今副町長が言われたことからいきますと、そういうことは全く抜きにして、つかみ金でこれだけでやれというふうな形ですか。そんなことではないでしょう。一定の積算は行われているでしょう。あそこで働く人たちの人件費というのはこれぐらいかかるだろうと、そういうふうになっていなければならないですよ。そうすると、本来……本来といいますか、かつてはあそこは町が運営していましたね、あそこで働く人たちの。しかし、今ああいう形になっていて、そうするとあそこで働いている社長の給料も全くそれはあそこ独自で出てくるわけですが、社長以下の給料はそれなりに下がっていていますよね。そこが問題でないかと私言っているのですが、そういうところの積算はどうなっているのですか。

秋 間
委 員 長
柴 田
副 町 長

副町長。

積算の根拠といたしましては、人件費が幾ら、それから管理経費が幾ら、光熱水費が幾らという積算はありますけれども、1人幾ら払っているとか、そういう部分ではうちは把握していないという意味です。

それと、過去においては委託でやっていたので、委託業者がその総体の人件費幾らでというような委託の仕方です。

秋 間
委 員 長
清水委員

8番、清水委員。

何回もやれないのですが、3回目ですが、それで今そういうふうに言われているわけですが、ただ先ほども言いました。社長以下、今の社長の給料幾らですか。わかっているでしょう。そうすると、私が言いたいのは、官製ワーキングプアをつくり出しているのではないのかという。そうすると、社長以下の給料を見てくださいと。そして、あそこで働く人たちが、大半の人たちがパート従業員でしょう。パートの人たちの賃金というのは、まさに最賃で働いているのではないですか。そうではないですか。それより高いですか。そこまでは把握していないですか。

私は、今例えば、もうこれで終わりですから、どこでも起こっているのです、これ。これは、道議会でも問題にしているのです。どんなことが起こっているかという、例えば同じようなこと起こっているというのは、最低制限価格というのがあるでしょう。賃金、これ以下

ではだめですよという最低制限価格。ところが、その最低制限価格というのが最賃を下回っているのです。昨年も最賃は719円でしたでしょう。それを下回っていると、32円も下回った価格が最低制限価格になっていた。たまたま13年度は上がりましたがけれども、そういう形で働かされているから、だから生活保護以下の賃金しかないという、そういう形で働かされているということでしょう。私が言いたいのは、だから官製のワーキングプアをつくり出しているのではないかと、自治体が。そういう実態はないのですかということをお願いしたいのですが、それはないと言えますか、教えてください。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

給料の細かいことはちょっと私もわからないのですけれども、指定管理者制度ができたときから議会とも何回も協議をさせていただいたのですけれども、従前ベリオーレも委託でやっていたのですけれども、今はもうその制度ができてから指定管理者でやらずか、それから直営でやるかどっちかなのですけれども、そして指定管理者というのはご案内のとおり、例えば町のほうは使用料の、あそこの入湯料の上限だけ決めただけで、あとはその会社の中の経営感覚でやって、より民間の経営感覚でやるということなのですけれども、実態としてはそういうようにやっていただいているのですけれども、町としてはいろんな条件の中で厳しい。例えばでいくと燃料費が上がったりとかということに対しては、補助金の追加というような形で出しているのですけれども、基本的には自分たちの自主努力でやっていただくという指定管理制度なのですけれども、ただ給与実態は私ども調べていませんけれども、最賃もあるようなことになっているのかどうかということについては、それはまた別なサイドで、労働サイドでチェックをする必要があるのかなというふうに思うところでございます。そこまで私ども今掌握はしていません。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

私もこれちょっと質問して聞いてみようと思ったのですけれども、下居辺の交流施設というのは指定管理者制度で契約するのが本当にいいのかなと。今言う賃金も抑えられているという。何でかといったら、要因は赤字が出るから給与を下げていっているのです。企業努力といえば企業努力かもしれないけれども、それが大きな原因になっているのだと思うのです、私が外から見ても。ですから、一番いいのは、契約金を上げるか、出た赤字をきちっと補填するのか。だから、さっき出ていたように、入湯税が260万ぐらいありますから、これはひもつきではないですから、そのまんま赤字補填の形として入湯税をもう一回バックさせてベリオーレで使うとか、そういうことをしていけば

契約金を上げるか、そういう赤字補填をしていけば、今言う賃金も下げなくてもいい。社長の給料なんかは、間違いなく赤字が出た分を減らすために、これ一般企業もどこでもやっているのです。建設会社の社長も給料高いから、高いところは、全部が高いわけでもないですけども、赤字出たらそれを下げて経営を赤字にしないようにしているし、もうかったら社長の給料上げてというような形でやっているのですから、どうしても赤字になっていくのです。ペリオレが、今のこのご時世だし。それから、はっきり言って辺地債を借りて、ああいう事業をやるということは、もともと赤字になることを前提として国は辺地債出しているわけですから、これ黒字になるのなら別に国も自分でやればいいでしょうということになって、辺地債なんか絶対出してくれないのですけれども、基本はその辺にあるので、大変なところなのだと思います。ですから、もうちょっと契約金を上げていくのか。もしくは、入湯税だけでももう一回再度バックさせて、それを賃金なりなんなりに使ってもらって、赤字補填のために使うみたいな話をどこかでしていかないと、いつまでたってもだんだん、だんだんこのご時世の中で、アベノミクスで景気がよくなれば観光客がふえるかどうかわかりませんが、今の状態だとだんだん、だんだん、施設も悪い、だんだん古くなっていくので、じり貧になっていくと思うのです。その辺を町としてどう腹くくるかということだと思います。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

民間のそういう活力を生かしてということなのですから、今のご時世の中では地理的な条件あるいは施設の規模からいってなかなかペイしないという、そんな状況なのですから、その中では、ただ少し経営をしていく上で何か課題がないかということがありますけれども、それは9月から私ども専門員を配置しましたので、そこちょっと経営内容を十分チェックしながら指導していくものは指導していくのですけれども、ただその指定管理制度については3年間で一応更新の手続をしていくということになっているのですけれども、今言われた委託料については、それらの更新の時期に見直しが必要なものについては見直しをしていくということを考えていきたいと思いません。

秋 間
委員 長
和田委員

10番、和田委員。

今の関連なわけですから、指定管理者制度というのがもともとは今同僚委員が言われていますように、経費削減というようなことで出てきているわけですね。ですから、経費削減ということで労働者の賃金がどんどん下がるというようなことになると、結局はそれがはね返って町税の町民税や何かにもはね返ってくる。それが結局は

町税がなかなか上がらないというような形になるのだらうと思うのです。ですから、最低でもやっぱり食べれるような、生活できるような賃金を考えていく、そういうものがどうしても必要でないのかなというふうにして思うのですけれども、基本的にはどういうふうにして考えていますか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

指定管理者制度、先ほどから給与制度、給与を下げるというのはワーキング何とか……官製の給料を下げるということだけれども、そういう趣旨ではありませんから、この前も説明したとおり、より民間のその活力を使ってという。ですから、私ども条例の基準の中で民間の努力で利潤を出してもらうことはいいわけですから、それは委託料で払うのと違って、経営の中で利潤を出してもらって給料を上げるものは上げてもらっていいのですけれども、ただ現実として、先ほども大西委員が言われたように、実態は地域事情としてはそうはなっていないということになりますから、そこは町としていろんなことをチェックして、あるいは委託料を見直していくということも考えざるを得ないということなのですけれども、指定管理者制度は賃金を下げるためという私ども理解をしていませんので、そこはご理解をいただきたいと思えます。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

25ページの広報活動について。この報告の中でもインターネットによるアクセス数、本町のホームページのアクセス数が出ておりますけれども、5万何がしが多いのかどうかというのは、これ別問題でして、多いインターネットだと100万件、200万件なんていうのもいろんな情報がネットで配信されているわけです。アクセスがあるわけですが、本町の行事、本町のPRということで、特にやはり町として持っている行事のPRをどう町外に配信していくかということなのですけれども、北海道新聞は本町にも通信員さんがおられて、それなりの町の行事を道新のほうに送って記載されているようだけれども、今後そういったマスコミを活用して本町の行事をどんどん町外に向けて配信していくべきではないかというふうにか考えるわけですが、町としてはそういうマスコミの活用とか、そういったところをどのように考えているかお伺いをしたいと思います。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田より説明をさせていただきます。

町の広報活動でございますけれども、ご存じのように町内向けについては広報紙、役場だよりがあるわけですが、町外向けについ

ては一応インターネット、それからマスコミの活用ということでございます。まず、インターネットの部分につきましては、リニューアルされたことにより、それぞれの現課で情報をホームページ上に載せることが可能になったということで、それぞれの現課において必要に応じて情報を載せていただくというような手法をとらせていただいているのが現状でございます。

それから、マスコミの活用でございますけれども、一応1週間に1度、週末木曜日あたりになるのですが、勝毎、道新、それからNHKのほうに翌週の行事予定について広報担当より情報提供をさせていただいております。その部分である程度行事等が載るということもあるかと思いますが、ただ広報担当のほうで把握している行事というのに限られているという状況でございますので、一応内部的には月1回の課長会議においてそれぞれ行事等について情報提供をいただくということで各課長さん方をお願いをして提供いただいたものを広報担当のほうでマスコミに情報を流すというような手法をとらせていただいているというのが現状でございます。まだまだ土幌町の記事等が少ないというような指摘もございますけれども、一応そのような状況で情報提供はやらせていただいているのが現状でございます。

秋 間
委 員 長
細井委員

5番、細井委員。

なかなかこちらからマスコミに情報を提供しても、紙面だとかそういったところで活用してもらえるのはマスコミ側の判断ですから、なかなか情報発信してもそのとおり載せていただけないというところも理解できるのですけれども、やっと土幌町もいろんな新聞記事のバックに土幌のマークと、そういったものも同僚委員が前にそういう形にしているかということ、実際にそれはなっているのですけれども、職員の皆さんはなかなかラジオを聞く機会、普通の平日にラジオを聞く機会はないのしょうけれども、自分は仕事柄ラジオを聞きながら、この秋の作業はほとんど毎日ラジオを聞きながらやっております。これは、お金かかるのかもしれないのですけれども、今秋になると必ず出てくるのが遠軽町と今金町。毎日です。毎日遠軽と、それから今金町のことがラジオから流れてきます。遠軽、今金というのは秋の町だな。秋になれば、絶対遠軽、今金。一回皆さん聞いてみるといいのですけれども、ちょっとしたメロディーに乗せて自分の町のPRを、あれ多分全道に。上土幌町もたしかやりましたよね。そんな中で、少し我が町をそういう目で見ると耳からと、そういったところをうまく活用してPRしていけば、やはり7,000人の町ですとか、我が町にも2つの道の駅がありますから、どんどん来てくれるのではないかと、そんなような気がしますので、少し検討して、二番煎じ、三番煎じになるのかもしれませんが、そういったところもすごく、一

回皆さんも聞いてもらおうと強烈な印象で頭の中に残っていますので、このシーズンになると全道の農業者はラジオを聞きながら秋の取り入れ作業をしておりますので、結構な人がやはり今金町の男爵だとか米、それから遠軽のコスモスのことだとか、そういう情報がすごく入ってきますので、我が町もそういったところを。まねごとをしたのでは何にもなりませんけれども、新たなアイデアを考えながら、町外に我が町をどんどん発信してほしいと、そのように思いますので、ひとつ検討していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

秋 間 町長。

委員 長

小林町長

今細井委員からお話しいただいているとおり、非常に大事な要素だということでございますけれども、これから行政あるいはまちづくりも町の取り組みはそうですけれども、町民の皆さんがそれぞれいろんな分野で頑張っていたりしていることをマスメディアを通じて発信をしていくということが大事でありますから、単に広報ということだけではなくて、役場全体でそういうものを発信できるような、今後十分検討させていただきたいと思います。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長

大西委員

町長の答弁に大体入っているのですが、私は町の行事をマスコミに言う、それは当然なことだと思うのですが、やはり各地域でやる行事というのは、マスコミに出ると結構地域の人は喜んで、また励みとして次に進むのです。ですから、今パートナーシップで各課長、管理職2人ずつが13地区に張りついていますよね。そこで、地域に張りついている人から地域の行事や何かを全部吸い上げて、企画なら企画のどこでそれを集約してマスコミに発信するというシステムをきちっとつくっていけばスムーズに、町の大きい行事はそれはほっといたってマスコミは来てくれるのです。地域の小さい行事はマスコミに言うといってもなかなか言いにくいし、だからそういう職員もいるのですから、そういうのを活用してやっていただきたいなと思うのですが、町長どうですか。

秋 間 町長。

委員 長

小林町長

例えば十勝毎日新聞に載っているような地域の活動というのも、それ以上のことは町内の方がやっていたりもなかなか載っていないということもあるので、それはやっぱりちょっと町の発信としては申しわけないなというふうに思うので、ぜひそういう情報ももう少しいろいろ収集をして、発信ができる取り組みを役場全体として取り組みたいと思いますし、きょうは十勝毎日の津田記者も来ていますので、ぜひお願ひをしていきたいと思いますので、そういうことでご理解を

秋 間 委 員 長 和田委員	<p>いただきたいと思います。</p> <p>10番、和田委員。</p> <p>30ページの公平委員会費の関係なのですが、ここで審議する事項が全然なかったというような形で書かれているわけですが、本来こういうところにいろいろな問題をやっぱり寄せて、そして自分たちの生活やそういうものをやっぱりやっていくべきでないのかなという人もいます。それで、提案なのですが、町の広報や何かを通して、やっぱり公平委員というのはどんな仕事をやっているのか。そして、どういうことを取り上げてくれるのか。どういう解決をしてくれるのかというようなことをもう少しPRしていくことによって、会議が一回も開かれなかったということにはならないのではないかなというふうにして思うのですが、どんなものでしょうか。</p>
秋 間 委 員 長 土屋総務 企 画 課 主 幹	<p>主幹。</p> <p>総務企画課主幹、土屋よりお答えをいたします。</p> <p>公平委員会の業務なのですが、これは俗に言う、大きな町でいう人事委員会がその組織でありまして、これは職員の、いわゆる給与関係だとか、あと処分だとか、それらに関する不服申し立てだとか、そういったものを審議する機関でございますので、一般町民にかかわってのどうこうという部分の審議する機関ではございませんので、一応そういうことでご理解をいただければというふうに思います。</p>
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>32ページの国際交流なのですが、この中に住民相互の訪問など今後の交流促進に向けた覚書を交わしたということですが、勝毎の津田記者は何か姉妹提携するような記事書いてありましたけれども、町長が我々議員のところでは話したときには、余り交流に後ろ向きなような考え方で話していたのが、新聞見るとかなり前向きな書き方をされていたのですが、本来町長はパラグアイとの交流をどのように考えているのか。今後、本当にどうしていこうと……覚書を見ていないから何を書いてあるかわかりませんが、どういふことを書いて、今後どういふふうな交流をしていこうと思ふのかやめようとしているのか、その辺についてちょっとお聞きします。</p>
秋 間 委 員 長 小林町長	<p>町長。</p> <p>これまでも、去年私どもが行って、今年はパラグアイの市長、議長以下おいでになった。農協の組合長もおいでになったということで、今年の11月には農協の海外研修でパラグアイに行くというふうにお聞きしているところでありますが、そういうものも通じて将来どうする</p>

かということですが、非常にパラグアイ側としては姉妹提携を含めた交流をしたいということを申し上げているのですけれども、私ども覚書の中では、例えば農業青年の行き来だとか情報交換だとかということ積み上げていって将来は検討していくという、そういう趣旨でしているわけでありまして、そういういろんな行き来を通じて向こうのほうの意向もあるのだけれども、そういう面ではそういうものを踏まえながら今後の提携までもいくのかどうかということについては今後十分大使館あるいは向こうの国等も含めて協議をしていきたいと。

秋 間 11番、大西委員。

委員長
大西委員

ぜひ早急な結論を出さないで、長いスパンで見ながら、今少しずつの交流の中で本当にそれが続けられるのか。パラグアイ、言っては失礼ですけれども、本当に裕福な国ではありませんから、日本に来るといことはなかなか難しいのだと思うのです。一方的な日本から行くというのはできると思いますけれども、そんなのを含めて、どのような結論出るかわかりませんが、それは長い目で見ながら結論を出してほしいなと思います。お願いします。

秋 間 9番、中村委員。

委員長
中村委員

30ページの学校林のことなのですが、なかなかカラマツについては寿命が何年かというのはよくわからないのですが、これを見ますと樹齢が51年から60年たっていると。この時期がどうなのか。要するに伐期の時期とか、その辺があると思いますけれども、実際カラマツの寿命というのはどれぐらいなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

秋 間 産業振興課長。

委員長
高木産業
振興課長

まず、カラマツの伐期についてなのですが、普通林のほうのカラマツの伐期については30年からというふうになってございます。しかし、現状は長伐期施業ということで、おおむね40年から60年ぐらいということで施業を行っているのが現状でございます。ただし、ここに学校林ありますように、保安林のカラマツの部分もありまして、保安林については制限がかけられておりますので、伐採できるのは48年以上のいうふうに決められております。それで、既に48年超えているものもあるのですが、この保安林の部分なのですが、保安林というのは半分ずつ更新をしていくという形でやっております、実はこの中土幌、上居辺、西上の、この学校林の防風保安林については、半分を既に更新をしているのです。それで、更新した部分の林齢が、中土幌が16年から29年、上居辺が13年と、西上が19年たっていると。

それで、その更新した側が30年にならないと、もう片方のほうが48年以上たっても切れないということになっておりまして、中土幌でいいますとあと1年から14年で切れると。上居辺はあと17年後に切れますと。それから、西上についてはあと11年後に切れると、こういうような状況になってございます。これまでにについては、それぞれ小学校の周年行事等でこういったものを活用して伐採をしてきたということになりますので、それで今後それぞれ小学校のほうといろいろ打ち合わせをしながら、この伐期については検討していきたいというふうに考えております。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

半分は伐期して植え直ししているということになれば、その時期が30年ということになりますと、今50年と、60年もありますけれども、これらがさらに成長して、プラス30年となると90年になりますよね、半分ずつということであれば。そういうふうに感じるのですけれども、要は実際本当に防風林なんかも、例えば大きくて、やっぱりもう切ったほうがいい、伐採したほうがいいのではないかとか、やっぱりそういうのを感じられるので、半分ずつやっているということで、その辺については了解しました。

それで、その伐採するときに、いわゆる経費かかりますよね、当然。それについては、恐らく常識で考えますと、いわゆる木の値段がちょうど上がっている時期にちょっと無理してもいいから伐採したほうがいいのかとか、その辺あると思いますけれども、その辺の経費というか、例えば学校林ですから、全額学校側でその費用を出すのか。もしくは、売れた金についてはそのまま学校に入るのか、その辺についてちょっとお伺いします。

秋 間
委員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長の高木のほうからお答えをいたします。

それぞれ立木の価値と作業する経費を相殺した形で仕事をするわけなのですけれども、その得た収益については、この学校林については町と学校が分収林設定契約というのを結んでおりまして、伐採時の収益について町が4割、それで学校が6割、その収益を分配するよという形になっております。

以上であります。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

32ページの美濃市との交流ですけれども、報告の中で平成6年4月に姉妹提携を結んだということで、それ以前から民間でも交流があったというふうなことをお聞きしておりますけれども、姉妹提携を結ん

秋 間 委員 長 小林町長	で、来年度は20周年に近々なると思うのですけれども、その20周年を記念して何か特別な美濃市との交流についてのお考えはあるのか、お伺いをしたいと思います。
秋 間 委員 長 清水委員	町長。 今お話がありましたとおり、美濃市と交流して20年を迎えられるのでありますけれども、1つは前回の議会で言った防災協定については年内に締結する方向で美濃市とは協議中でありまして、それ以降20年を契機としてどんなことをやるかというのは、具体的にまだ協議はしていませんけれども、今後美濃市とそういうもので20周年にふさわしい事業を行えるよう協議を進めてまいりたいと思います。 8番、清水委員。 42ページの協働推進事業について伺います。決算書の31ページに協働推進事業費、ここで負担金補助及び交付金、不用額227万7,000何がし、23年度から見れば不用額については少なくはなっているのですが、いずれにしても大きな不用額を出しています。当初計画の中でこの予算を計上したときの協働推進事業費、どこがこれだけ大きな不用額を出す要因になったのか、説明をしてください。
秋 間 委員 長 石垣総務 企画課 企画グル ープ主査	主査。 総務企画課、石垣よりお答え申し上げます。 協働推進事業費の負担金補助金、この科目につきましては予算額で1,419万円を計上したところであります。内訳につきましては、まちづくり協働推進事業助成金ということで160万円、また民間交流促進事業助成金に40万円、地域ふれあい活動事業に91万円、パートナーシップ事業助成金に250万円、花のまちづくり事業助成金に78万円、パートナーシップ事業交付金に800万円の合わせて1,419万円の予算計上でありました。そのうち執行残が出た要因としましては、まちづくり推進事業の民間交流促進事業、これは美濃市への民間交流派遣に係る分ですけれども、これが24年度が未執行であったということ。あと、パートナーシップ事業助成金、この科目は250万円の予算計上でしたが、決算値では51万6,000円の決算となりまして、おおむね200万円の執行残を残していると。この2つを合わせて約240万円。決算書の数値では227万円ということで、この2つの事業が執行残になった大きな要因であります。パートナーシップ事業助成金につきましては、この中では地域の環境整備事業ですとか、その他の事業ということで執行しておりますけれども、そのほか地域の創意工夫による自主的に行う事業に対しても助成を行う予定でありましたけれども、そういう事業がなかったということで、この金額が残額として残ったということ

秋 間 委員 長 清水委員	<p>であります。</p> <p>以上です。</p> <p>8番、清水委員。</p> <p>今説明いただいたのですが、当初計画の中で今最後に言われたのですが、予測していたことが行われなかったというのは、それは地域の中である程度こういうことが行われるのではないかというふうに予測していたことが行われなかったということですか。それとも、全くそういうことではなくて、それぞれ何かが出てくるかということも予測しながら予算計上したということですか。その辺説明してください。</p>
秋 間 委員 長 石垣総務 企画課 企画グル ープ主査	<p>主査。</p> <p>総務企画課、石垣よりお答えします。</p> <p>予算につきましては、このほか総体、結果的にはそういう個々から申請が上がってこなかったと。それをこのぐらい予算とっておいて、その分を執行していければというふうに考えておりましたけれども、そういうような案件の申請が上がってこなかったということで、このような金額が執行残として残ったというふうに理解をお願いしたいと思います。</p>
秋 間 委員 長 和田委員	<p>以上です。</p> <p>10番、和田委員。</p> <p>36ページ、生活安全推進費の関係なのですが、今幹東1線のところで274と交わるところの交差点なのですが、あそこは防風林や何かがありますよね。そして、274の道路というのは少し高目になっていて、そして幹東1線のところは両方ともつけ足しというか、そこのところに車でいえば傾斜が非常に強いというようなことで、あそこのところの防風林をもう少し削って、双方が見えやすくする、北側と南側。それと、もう一つは、道路を、冬はあそこは閉鎖になりますから、やらないと思うのですが、あそこの止まれの標識が結局簡易みたいな形になっているということで、それを当たり前の止まれ標識にすべきでないかなというふうにして思うのですが、どうでしょうか。</p>
秋 間 委員 長 伊 賀 町民課長	<p>町民課長。</p> <p>町民課長から274と幹東1線の交わる部分の規制標識の設置について説明いたします。</p> <p>いずれにしても、道路の規制標識というのは、公安委員会の許可がなければ1本たりとも立てられないということで、今和田委員がおっしゃられたように、町民課で仮に立てているということですので、あれを堅牢なものにするということはちょっとできない状況でありま</p>

す。いずれにしても、交通規制標識等につきましては公安委員会のほうに設置を申請して許可を得なければいけないということで、今までかなりの町内各地にあります規制標識要望を上げておりますが、現状においてはほとんどついていない状況であるがために、町の簡易的なもので対応している状況であります。除雪等で壊れた場合につきましては、随時立てかえをしている状況でございます。

以上です。

防風林については、産業振興課長でお願いいたします。

秋 間
委 員 長
高木産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、高木よりお答えをいたします。

幹東1線の縁の防風保安林に指定されているということでございますので、制限かけられている林帯でありますので、伐採をすることはなかなか難しいと。部分的な間伐ですとか枝払い等についてはある程度可能になってくる部分もあるかというふうに考えております。完全に視界をよくするためにきれいに切ってしまうというのは、ちょっとできない状況でございます。

以上であります。

秋 間
委 員 長
和田委員

10番、和田委員。

それはわかりました。

それで、標識のほうの関係なのですが、できないということではなくて、これからそういうおそれも、交通事故に対する状況等も鑑みながら、それを公安委員会に申請するという気はありませんか。

秋 間
委 員 長
伊 賀
町民課長

町民課長。

随時町民から要望のありました標識等については逐次毎年上げてございます。ただ、それが許可されていないというのが状況でございます。

秋 間
委 員 長

暫時休憩。

暫時休憩

秋 間
委 員 長
大西委員

休憩を解き委員会を開きます。

11番。

39ページの消費者生活相談講演会負担金のところなのですが、平成23年度から音更町の消費者生活相談センターに委託をしてやっているということでありますけれども、2年間が経過して不都合なことはなかったですか。

秋 間

町民課長。

委員長
伊賀
町民課長

不都合なというのは、担当者としてはほとんど不都合なことはなかったです。町民にとっては、やはり個人的な相談を顔の知っている職員と相対するのは嫌だというのがほとんどで、ある意味音更町のオーケーの裏にある消費者センターが意外と目につかないということで、毎年10件ぐらいの利用なのですけれども、そういう意味では町民にとっては利用しやすいというような状況かと思えます。特に問題のあるというようなことは聞いておりません。

秋間
委員長
大西委員

11番、大西委員。

今消費者の中でもいろんな事件がありますよね。昔の俺々詐欺から見れば、今からかなり高度なテクニックを使って、町内でもややかりかけた人もいますね。それとか、布団の販売だとか、いろんなのが今来ています。それで、やはり音更まで行く……これ委託はいいのです、音更にあっても。ですけれども、これを読むと町職員もかなり研修を受けていると書いてありますから、音更でなく、ここの町民課の中のそういう研修を受けた人が即こういう対応をしないと、音更に行っている時間ないのです。それは、振り込め詐欺なんかは何ぼ銀行が言った、郵便局が言っても聞かないのです、なかなか。ですから、やっぱり役場の職員や何かすぐ対応できる体制をとるためには、町の職員の中でこういう研修して、きちっと対応できるような体制を窓口をちゃんとつくっておいてくれてやってほしいと思うのですけれども、その辺は町長しかどうもならないの思うのですけれども、町長か副町長かどっちかお願いします。

秋間
委員長
小林町長

町長。

そういう今の詐欺行為について非常に高度化しているということで、町内でもかかりかかった人もいらっしゃるというふうにお聞きしているところでございますけれども、今後より深まっていくということでは、町の職員も言われたようにそうなのですけれども、銀行であるとか郵便局と少し連携をして防止ができるような、そういう連絡体制をとるといことと、よりPRをしていくようなことを今後努力をしていきたいと思えます。

秋間
委員長

ここで20時15分まで休憩といたします。

午後 8時03分 休憩

午後 8時13分 再開

秋間
委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

先ほどの和田委員の質問に対して、追加説明があるようございま

伊賀町民課長	<p>すので、町民課長。</p> <p>町民課長、先ほどの和田議員の質問に対しまして追加説明をいたします。</p> <p>幹東1線、西3線道路の国道との交差点の一時とまれ標識については、従前そういう道路にはついておりましたが、最近警察の見解で国道は当然優先されるべき道路、とまって注意をするのが当然だということで、こういう道路については基本的には設置をしないという方針になってございますので、町としても簡易的な標識に変わっているということで、除雪等で壊れた場合については再度立て直すというような対処をしております。</p>
秋間委員長 大西委員	<p>以上、追加説明します。</p> <p>11番、大西委員。</p> <p>選挙管理費の中なのですが、一時期6時が投票締め切り、それから8時になって、今回また8時のところがあたり6時のところがあたりして、私が聞く町民の中には8時だと思って行ったらもう終わっていた。投票用紙にも書いてあるからとは言うのです。ですけども、町民の中には、高齢者は前の参議院の選挙のときそれを持っていかなかったから、またそれを持ってきましたとかと、よくわかっていない人も結構いるのです。やっぱり投票率をきちっと上げることが民意を反映させるためでありますから、今土幌が8時で郡部は6時だったか、一定なのですか。みんな6時で終わっているの。その辺が……期日前投票が8時なのだ。そういうの、何か高齢者になると書いてあるやつがなかなか理解していないのだ。だから、それをどう徹底するのか。そして、テレビ見ていると、投票終わりが8時ですとかと言い出すと、その辺の落差があるから、何で8時が6時に戻したの。理由は。</p>
秋間委員長 寺田選挙管理委員会事務局長	<p>選挙管理委員会事務局長。</p> <p>選挙管理委員会事務局長、寺田よりお答えをさせていただきます。</p> <p>午後8時までの投票に変わったときには、本町も午後8時までということで投票を行ってございましたけれども、6時以降の投票率の関係で、それほど多くの投票率の向上がある程度の回数によってないような状況にもあるというようなことが一つの要因としまして、あといろいろと選挙管理委員会との協議によって時間について協議をさせていただいたという経過でございます。詳しい経過については、担当主査のほうからお願い……主幹のほうか。申しわけございません。主幹のほうからお答えをさせていただきます。</p>
秋間委員長	<p>主幹。</p>

土屋 主幹といたしますか、選挙管理委員会次長ということで答えさせてい
選挙管理 ただきますけれども、今事務局長のほうからもございましたように、
委員会 最初の選挙のとき、ちょうど私書記で8時に延びたときにいたわけで
事務局 すけれども、確かに1回目のときは物すごく6時以降の投票率高かつ
次 長 たのです。効果があるのかなと思ったのですが、その後の選挙から確
かに6時以降それほどの伸びがないというのと、それともう一つは期
日前投票制度が始まって、非常に従来の不在者投票と比べて期日前の
投票がしやすくなったと。そういった部分も含めて、最初たしか第3
から第8まで6時に繰り上げて、市街地と、土幌と中土幌は8時のま
まだったのですけれども、その後の投票率の経過を見ながら、期日前
投票の充実も含めて、全ての投票所を6時に繰り上げたというところ
でございます。ただ、大西委員言われるように、確かに期日前8時で
当日が6時という部分の周知の仕方は、ちょっと我々も非常に事務局
としても悩んでいる部分、難しい部分はございますし、特に新聞だど
かテレビが8時まで投票をやっていますというふうに放送されてしま
いますので、それで確かに入場券や何かには書いてあるのですが、勘
違いをされて土幌も8時までやっているのだろうと言われて来る町民
も若干ですけれども、いないことはないです。ですから、今後におい
てもちょっとそれらの周知の方法等については、選挙管理委員会の委
員さん等とも委員会の中で協議をしながら次の選挙に向けてちょっ
と取り進めをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

秋間 11番、大西委員。

委員長 今やっぱり正しかったのだ。土幌の町は8時になったり、ほかは6
大西委員 時でやっていたのでしょ。

だから、そういうのがあって、期日前があつたりテレビがあつたり
という、そういう聞いている人がどこが本当なのかわからなくなって
いたというのも事実だと思うのです。

また、それと少なくともやっぱりその時間帯に来る人がいると。選
挙っておもしろいもので、郡部のほうで10人いる投票人が10人全部投
票しても、最後の締め6時までずっといなければならないという。
そしてまた、この選挙にかかわる費用については国から全部来ますか
ら、ですから時間外手当や何か多額の経費がかかるから6時でやめよ
うとかという話ではないわけでしょう。大方国から来るのでしょ、
制度としては。だから、その辺が少ないから6時にしたのだというの
もちょっとどう言ったらいいのか。それをどう徹底するのか。一人で
もやっぱりそれを勘違いして投票ができなかったというのは、民意の
反映をあれしたことです。1票の格差みたいに裁判になれば、これ
はもう大変なことになりますので、きちっとした周知徹底がどうや

ってやればいいのか。本当に主幹が言うように悩んでいるということがありますがけれども、この次の選挙は多分我々の選挙だと思いますから、やはりその辺はきちっと、1票で落ちたり受かったりすることもありますから、ぜひ……町長選挙か、一番近そうなのは。ぜひそういうことのないような考え方を選挙管理委員会の中でよく話し合っていたいただきたいと思います。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

43ページの災害救助用物資の備蓄状況ということで、スティックパンということで1,200食、それから石油ストーブ5台を新規に備蓄したということがありますけれども、毛布、それからクラッカー等々がありますけれども、およそこれ何人分で何日ぐらいを想定した備蓄でしょうか、お尋ねします。

秋 間
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

それぞれ備蓄の状況でございますけれども、一応想定としましては、1,000人分で2日から3日分という形で備蓄をするという考え方に基づいているものでございます。

以上です。

秋 間
委員 長
細井委員

5番、細井委員。

大体3日間の備蓄で事は足りるのかなというような気もするのですが、これだけのものを備蓄するということになれば、当然ずっとこのままこれを備蓄していくということではなくて、当然食料品ですから、それなりに期限があって更新していかなければならない。何年間に1回は更新していかなければならないということですが、これだけのものを備蓄するとなると、かなりのやっぱり金額の負担があるのではないかと思います。幸い我が町は災害は少ない、ないとは言いませんけれども、少ない町ですから、備蓄も必要ない……全くないわけではありませんから、備蓄は必要だと思うのですが、これは先ほども美濃市との防災協定もありますけれども、美濃市は大変遠いところですから、そこからお互いにこういった物資を、ないところを補給するということになるとなかなか大変でしょうけれども、これ道内ということを考えれば、大体1日12時間ぐらいを想定すれば大体の道内の町とは輸送できるのではないかと、行き来ができるのではないかと。道路が寸断されれば難しいことかもしれませんが、そういうことを考えれば、道内の我が町と同じ程度の人口ですとか、そういった町と備蓄に関してお互いに協定を結んで、もし同じ規模の町があればそこら辺と備蓄品、災害のこういう物資をお互いに、何か事

があったときお互いに助けたり助けてもらったりということをするれば、この負担も少し少なくなるのではないかというような気がするので、美濃市との防災協定とは別に、道内の同じぐらいの規模、または規模は違って構わないと思うのですけれども、そういった万が一のときのこういう備蓄品、救援物資に関して協定を結んで、事があったときにはお互いに助け合っていくということをしていけば、少し経費的にも負担は少なくなるのではないかというふうな気もするので、そこら辺を少し今後考えていったらいかがかと思いますが、どうでしょうか。

秋 間
委員 長
三島総務
企画課
総務グル
ープ主査

主査。

総務企画課、三島より説明させていただきます。

ただいま意見のありましたものに関しまして、平成20年6月10日、北海道と道内各市町村との間に災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定を既に結んでおります。その中で災害物資に関してもお互いに共有するという形になっております。ただ、その部分に関しまして、本町のように持っている町と持っていない町がございます。その部分で応援できるできないというものが当然変わっております。また、それ以外に東日本大震災のあった後、平成24年5月25日に全国から成る環境自治体会議で意思のあった士幌町を含めて30市区町村、環境自治体会議を構成する市町村の災害における相互支援に関する協定を同じく結んでいることをあわせて申し上げます。

以上です。

秋 間
委員 長
細井委員

細井委員。

ただいまの部分については、町外ということで、大変広域な部分にもなろうかと思うのですけれども、まずはこの防災に関して、我が町は我が町で独自で少し助け合いながらということで、例えば今農村主体の町ですから、それぞれの農家の皆さんは発電機があったり、それからヒーターを持っている方もほとんどだと思います。そんなところも少しお互いに災害があったときにそういう持っているものを有効に活用していく。そういったところもネットワークをつくっていけば、まず自助、みずからの、我が町は我が町の中でまずお互いに助け合っていくということもできると思いますので、そういったネットワークの構築もやっぱり必要ではないかというふうに常日ごろ思っております。特に北海道ですから、夏の今時期の暖かい過ごしやすいときに災害が起きるということは決まっておりますので、仮に真冬の厳冬期になったときの災害を想定しながら、まずそういったネットワークの構築をぜひともしていただきたいというふうに常日ごろ思っておりますので、そんなところもよろしく願いして、災害に対応していただ

秋 問
委員 長
細井委員
秋 問
委員 長
中村委員

きたいというふうに思います。

答弁はよろしいですか。

結構です。

9番、中村委員。

42ページのパートナーシップ推進交付金ですか、これ前回は質問した経緯があるのですけれども、そのままずっと継続していただくということで約束していただいて、そのまま継続されていまして、大変そういうところの駐在区が仲間意識ですか、いろいろな地域の人たちが集まって、このいろんな事業をするということで大変いい結果だと思うのですけれども、ちょっと簡単な疑問的なことなのですけれども、いわゆるこの1から4まであるのですけれども、例えばコミュニティー活動の支援事業において、いわゆるその町内会というか駐在区がそれぞれの、いわゆる例えば高齢者見守りだとか除雪だとか声かけだとか、あと健康推進だとかごみ堆積場ありますけれども、いわゆるその町内会でそれらの事業をすれば、その補助をいただけると。ということは、それらをしない、例えば町内会、駐在区あれば、やった分だけが助成してもらえるとこの考えでよろしいですか。

秋 問
委員 長
寺田総務
企画課長

総務企画課長。

総務企画課長、寺田よりお答えをさせていただきます。

このパートナーシップ事業のコミュニティー等活動支援事業にかかわる部分でございますが、この部分では一応ここに記載の5項目の活動がございまして、それぞれ町内会、駐在区ごとに活動をしていただくということでお願いをして助成金を出しているわけでございますけれども、それぞれ地域の、町内会の実情等もございまして、実際に活動ができない、そういった事業も中にはあるというのも現状というふうに伺っております。こちらとしては、1つ以上の活動を行っていただくということで、それぞれお願いをしているところでございますけれども、現状としましては1事業だけの町内会というのはごくわずかでございまして、それぞれ複数の事業をそれぞれ取り組んでいただいているという状況でございます。総体的には220ぐらいの事業数になりますので、平均しますと3事業ほど取り組んでいただいているというのが、取り組み内容としてはそのような現状になっております。このコミュニティー等活動支援事業の積算の方法でございますけれども、これらの事業を行うことで事業の実績によって交付金を算定しているわけではなくて、均等割、戸数割によって交付金の、補助金の額を決定しているという状況になりますので、実績イコール交付金の額というような状況にはなっていないという状況でございます。

秋 間 委 員 長 中村委員	<p>以上です。</p> <p>9番、中村委員。</p> <p>ちょっと理解しがたい答弁。要は、何種類かの事業、町内会、駐在区ですれば、いわゆる人数の均等割でやっていますよと。ですから、同じ駐在区でいろんな事業を本当にやっていますよと。だから、例えばそれだけかかる経費はそのやっている事業に対して払いますよと。ではなくて、いわゆる各町内会、駐在区、それぞれ3つ以上やっていますよと。ですから、今の答弁では人数割をして助成していると、そういう理解でいいのですか。</p>
秋 間 委 員 長 寺田総務 企画課長	<p>総務企画課長。</p> <p>積算の根拠としましては、先ほど言いましたように均等割と戸数割りによって、その合算で交付額を決定し、交付をしているということでございます。それぞれの事業の取り組みの実績に応じてこのような積算をさせていただいているということでございます。</p>
秋 間 委 員 長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>簡単なことは、1個やる町内会、5個やる町内会、イコールみんな同じというのも公平といえば公平なのかもしれないけれども、本当にそれは不公平だと思うので、たくさんやっているところというのは経費もかかっているのだから、やっぱり1個しかやらないところと5個やっているところとの、少しは5個のところプラスアルファがあってもいいのではないのかということだろう。それが今までの議会の中でも何回もその話が出ているのです。ですから、それが何か全然答えなしでそのままずっとイコールできているから、そろそろそのきちっとした考え方をびっと出してほしいなと思うのです。</p>
秋 間 委 員 長 石垣総務 企 画 課 企 画 グ ル ー プ 主 査	<p>主査。</p> <p>総務企画課、石垣のほうからお答えいたします。</p> <p>質問のありましたように、コミュニティー等活動支援事業につきましては、高齢者の除雪、見守りからその他の事業まで5つの事業がございます。5つやるところも1つしかやっていないところもお金は一緒かというような話かと思うのですけれども、これについてなのですけれども、この表の駐在区数の中にそれぞれ各町内会で取り組まれた駐在区の数に記載してございます。先ほど課長も説明しましたけれども、このトータルが大体220で、駐在区というのは全部で70ありますので、単純に割ると各町内会3つずつ事業を行っていただいているということになりますけれども、例えば高齢者の除雪、見守りですとか声かけネットワーク事業というのは、高齢者世帯、単独世帯とか単身</p>

世帯向けの事業でありまして、市街地ではかなり取り組まれているのですけれども、農村部におかれてはそういう世帯がないというようなことがあります。取り組たくてもそういう取り組みがなくて済むというような状況もありますので、そういうことからすると最大取り組んでも、例えば声かけも高齢者の除雪も、これ高齢者世帯とかそういう意味でいくと頑張っても3つぐらいしかできないとか、そういう部分もありますので、この部分につきましては地域の町内会の活動を支援するような資金でありますので、こちら側としてはなるべく取り組んでいただけるように何らかの方法等で周知して行って、それによってやりたくてもいっぱいやれないというような状況もありますので、その部分についてはご理解をいただきたいというように思います。

秋 間
委 員 長
大西委員

11番、大西委員。

今みたいに明快に説明してくれれば納得するのです。やろうとしても、やる事業がなかったらできない、それ当然。それに差つけるというのはできませんよと明快に説明を受ければ、我々議員は納得する。何だ、わけのわからぬ1つしかやっていないところもあるのだとか、5個やっているところもあるのだと。何かわけのわからない答弁もあってしまうと、また来年の決算で聞かないとならないし、これでこの問題は解決したと思うので、今後は多分この質問はないと思いますので、なるべく答弁するときには明快に答えを出してもらわないと、検討するものは検討する、だけれども、これはこういう理由でだめならだめと、できないのだということを書いてほしい。これからの職員の答弁、よろしくお願いします。

秋 間
委 員 長

そのほかございませんか。

(な し)

秋 間
委 員 長

それでは、本日の決算審査特別委員会はこれにて散会いたします。
次回決算審査特別委員会は9月17日午前10時から再開いたします。
(午後 8時36分)

土幌町議会委員会条例第26第1項の規定により署名する。

平成 年 月 日

決算審査特別委員会委員長